



第Ⅵ章

国有林野の管理経営

国有林野は、奥地脊梁山^{りょう}地や水源地域に広く分布しており、国民生活の安全・安心に重要な役割を果たしている。国有林野は我が国の国土の約2割、森林面積の約3割を占めており、林野庁が国有林野事業として一元的に管理経営を行っている。

平成25(2013)年度からは、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、森林・林業の再生により一層貢献するため、その組織・事業の全てを一般会計により実施している。

本章では、国有林野の役割や国有林野事業の具体的な取組について記述する。

1. 国有林野の役割

国有林野は、我が国の国土の約2割、森林面積の約3割を占め、広く国民全体の利益につながる公益的機能を有する重要な国民共通の財産であり、林野庁が国有林野事業として一元的に管理経営を行っている。

以下では、国有林野の分布と役割及び管理経営の基本方針について記述する。

(1) 国有林野の分布と役割

国有林野は、我が国の国土面積(3,779万ha)の約2割、森林面積(2,508万ha)の約3割に相当する758万haの面積を有している。国有林野の土地面積に占める割合は、地域によって異なり、北海道森林管理局及び東北森林管理局管内では3割以上であるのに対して、近畿中国森林管理局管内では1割未満等となっている(資料VI-1)。

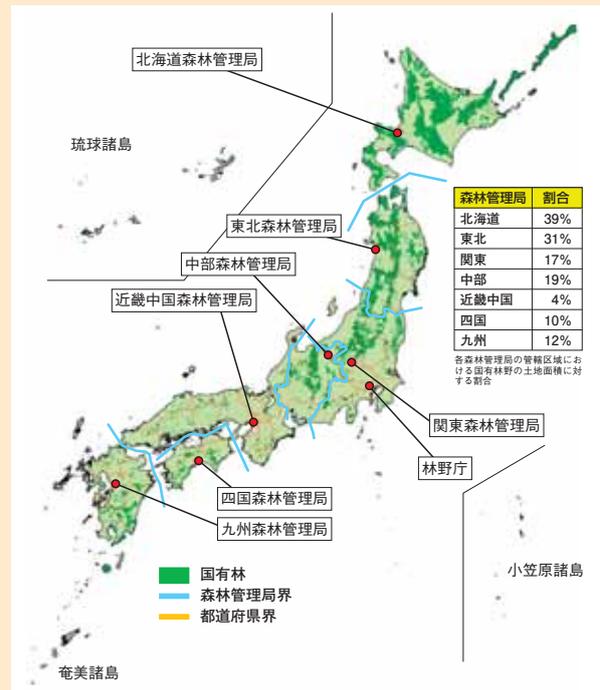
また、国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、国土の保全、水源の涵養等の公益的機能の発揮に重要な役割を果たしている。このため、その多くが水源涵養等の保安林に指定されており、平成24(2012)年度末現在で国有林野面積の90%に当たる約684万haが保安林となっている。

また、国有林野には、原始的な天然林が広く分布

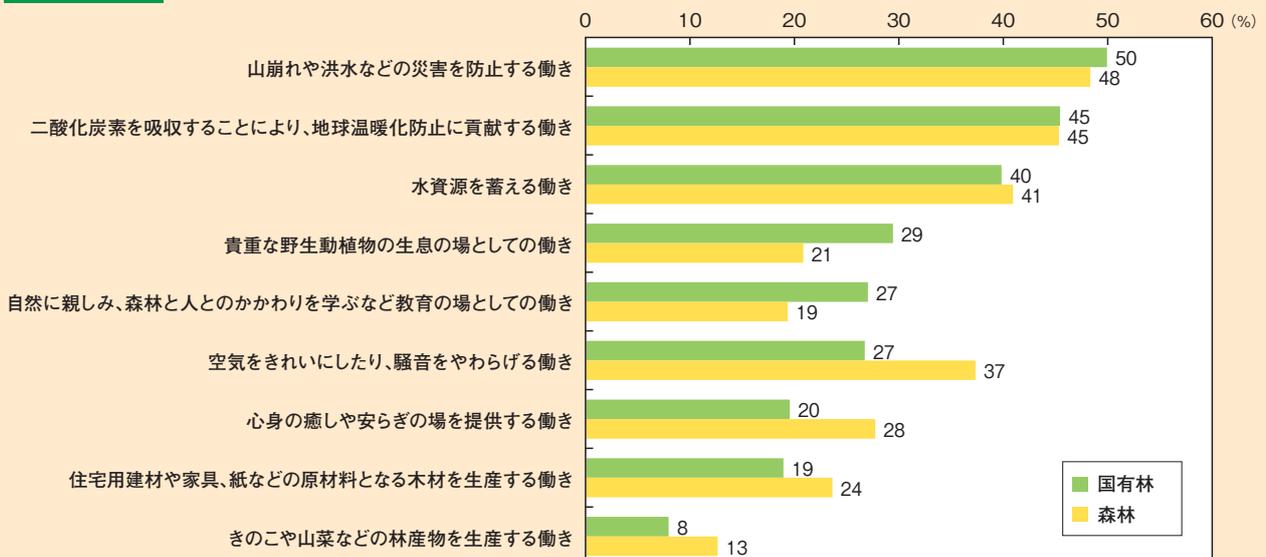
し、野生生物の生育・生息地としても重要である。世界遺産一覧表に記載された我が国の世界自然遺産(「知床」、「白神山地」、「小笠原諸島」及び「屋久島」)は、その陸域のほぼ全域が国有林野である。さらに、国立公園の陸域の約6割が国有林野となっている。

さらに、国有林野は、都市近郊(北海道野幌、東京都高尾山、京都府嵐山等)や海岸付近(福井県気比の松原や佐賀県虹の松原等)にも分布し、保健休養

資料VI-1 国有林野の分布



資料VI-2 森林と国有林に期待する働き



資料：内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成23(2011)年12月調査)

の場や森林とのふれあいの場を提供している。

こうした国有林野の有する公益的機能は、広く国民全体の利益につながるものであり、昨今の頻発する自然災害への対応や生物多様性の保全への国民の強い関心等を踏まえて、適切に発揮させることが求められている(資料VI-2)。

(2) 国有林野の管理経営

国有林野は重要な国民共通の財産であり、林野庁が国有林野事業として一元的に管理経営を行っている。国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

国有林野事業は、戦後は林産物の供給に重点が置かれ^{*1}、その事業を企業的に運営するため特別会計(国有林野事業特別会計)において経理されてきたが、平成10(1998)年度の抜本的改革で「公益的機能の維持増進」を旨とする方針に大きく転換した。平成25(2013)年度には、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織、技術力及び資源を活用して我が国の森林・林業の再生へ貢献するため、一般会計で行う事業に移行した。

(「管理経営基本計画」の策定)

国有林野では、管理経営の基本方針等を明らかにするため、5年ごとに10年を計画期間とする「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下「管理経営基本計画」という。)を策定している。

現行の計画は、平成26(2014)年4月から平成36(2024)年3月までの10年間を計画期間として、平成25(2013)年12月に一般会計移行後初めてとなる「管理経営基本計画」の策定を行った。

今回の策定に当たっては、国有林野事業の一般会計移行等に対応して、平成24(2012)年12月に公益重視の管理経営の一層の推進や、森林・林業再生に向けた貢献等について大幅な記載内容の変更を

行った前計画を基本としつつ、「攻めの農林水産業」の施策展開等を踏まえ、①国産材の安定供給体制の構築に向けた地域の川上、川中、川下の関係者との連携強化や国産材の流通合理化に向けた貢献、②京都議定書第2約束期間における森林吸収源対策として、間伐や主伐後の効率的な再造林の推進等に関する記載内容を充実させた。

*1 当時の社会経済情勢等については、第1章(28-29ページ)を参照。